

令和4年第2回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年2月21日(月) 13時～14時17分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2-2会議室

3 出席委員
(15名)

会長 16番 中川 和 則
会長職務代理者 15番 佐々木 昭 英
委員 1番 金子 忠 博
委員 2番 佐々木 達 也
委員 3番 高橋 かおる
委員 4番 白澤 克 美
(遅参) 委員 5番 熊谷 洋 司
委員 6番 川村 良 道
委員 7番 川村 和 男
委員 8番 佐々木 博
委員 9番 星川 忠 博
委員 10番 藤原 幸 藏
委員 11番 佐藤 俊 孝
委員 12番 高原 弘 明
委員 13番 阿部 江利子
委員 14番 白澤 和 実

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議録書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 業務の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について

日程第6 報告第2号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について

日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について

日程第8 議案第2号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について

日程第9 議案第3号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う賃借権設定許可申請に対する意見決定について

日程第10 議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

5 説明員

農業委員会事務局

事務局長 高橋 保

係長 照井 和歌子(産業観光課係長兼任)

6 会議の概要

- 議長 会議に先立ち、皆様にお知らせします。
- 本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。新型コロナウイルス感染症対策のため、議案の朗読は表題のみとし、時間を短縮して進行いたします。
- 質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願い申し上げます。
- ただいまの出席委員は15名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。5番熊谷洋司委員は都合により、遅参する旨連絡がありましたのでお知らせいたします。
- ただいまから令和4年第2回矢巾町農業委員会総会を開会します。
- それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 議長 <異議なしの声>
- 議長 異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。
- 日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。
- 議長 <異議なしの声>
- 議長 それでは当職より指名します。1番金子忠博委員、2番佐々木達也委員、3番高橋かおる委員をお願いいたします。
- 日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。
- 議長 <異議なしの声>
- 議長 それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、照井和歌子 係長 をお願いします。
- 日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。
- 議長 <異議なしの声>
- 議長 それでは、本日1日と決めます。
- 日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により当職よりご報告いたします。
- 1月21日（金）都市計画審議会へ出席。
- 同じく27日（木）令和3年度第2回矢巾町農業再生支援協議会総会へ出席。
- 同じく31日（月）岩手県農業会議臨時総会へ出席。
- 2月に参りまして、
- 3日（木）水田農業意見交換会へ出席。
- 4日（金）あっせん事業が高原弘明委員、阿部江利子委員の担当で行われております。
- 9日（水）いわてポラーノの会総会、そして令和3年度女性農業委員・農地利用最適化推進員活動研修会が、10日（木）にかけて行われ、高橋かおる委員、阿部江利子委員が出席しております。
- 同じく13日（日）岩清水地区にて、人・農地プランの実践化にかかる話し合いを地区担当委員の出席で行われております。

同じく、15日（火）農作業標準賃金検討会の開催。

同じく、16日（水）農地転用現地調査。高橋かおる委員と熊谷洋司委員の担当で行っております。

同日午後から、農地移動適正化あっせん会議を開催してございます。

同じく、17日（木）矢巾町議会定例会3月会議へ出席。

同じく、18日（金）市町村農業委員会会長・事務局長合同会議があり、当日、事務局長は議会对応があったため、代理として藤原主任主事とともに出席してございます。

同日に、令和3年度第2回盛岡地方農業委員会連絡協議会会長会議へ出席。

そして、本日の令和4年第2回矢巾町農業委員会総会を行ってございます。

以上ご報告といたします。

質疑ありましたら、挙手願います。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

11番佐藤です。

ただ今、会長から業務の経過報告がありました。そのなかには都市計画審議会等重要な会議へ出席されておりますが、我々、農業委員に情報提供としてお知らせすべき内容がありましたらお願いします。

議長

11番、佐藤俊孝委員のご質問にお答えいたします。

各委員に情報提供とするものについて、お知らせいたします。

1月21日の都市計画審議会では、4つの議案がありました。

1つ目は盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案になります。

2つ目は盛岡広域都市計画地域地区（用途地区）の変更案になります。

3つめは盛岡広域都市計画地区計画（藤沢地区、田中地区、下花立地区）の決定案についてになります。

そして、4つ目は盛岡広域都市計画地区計画（西部工業団地）の決定案についてになります。

続いて、1月27日の令和3年度第2回矢巾町農業再生支援協議会総会では、主食用米の生産目安についてと、令和4年度地域水田活用計画（案）についての議題となりました。

続いて、1月31日の岩手県農業会議臨時総会では、令和3年度役員報酬の変更についての議案と令和3年度収支予算の変更についての報告がありました。

以上になります。他に質疑ありますか。

《なしの声》

議長

では、次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局

《報告第1号 朗読》

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局 報告第1号について、事務局より、補足説明いたします。
番号1については、所有している農地を売却予定であり、現在手続きを進めております。
番号7～9については、3人の共有名義として農地を相続したものです。3筆とも耕作をお願いしている方がいらっしゃいますので、耕作放棄地化しないものと思います。
以上でございます。

議長 それでは質疑がありましたら挙手願います。
《なしの声》

議長 では次に進みます。
日程第6、報告第2号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《報告第2号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 ありません。

議長 それでは、質疑がありましたら挙手願います。

川村良道委員 はい、議長。

議長 はい、6番川村良道委員。

川村良道委員 はい、6番川村です。解約の理由をお伺いします。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 6番川村良道委員のご質問にお答えいたします。
賃借人でありました●●●●氏が、他の方の農地を耕作することになったことから、●●●●氏が、自分の農地より、そちらの方を優先して耕作して欲しいとのことで、解約の申し出があったものになります。
以上でございます。

阿部江利子委員 はい、議長。

議長 はい、13番阿部江利子委員。

阿部江利子委員 はい、13番阿部です。そうすると、●●●●氏の農地はどのようになりますか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 13番阿部委員のご質問にお答えいたします。●●●●氏の農地は自作地となります。
以上でございます。

議長 その他、質疑ございませんか。
《なしの声》

議長 では、次に進みます。
日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《議案第1号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局から議案第1号について、補足説明させていただきます。

お手元の別添農地法第3条調査書をご覧ください。3条許可要件が記載されております。番号1から5につきまして、これにより、農地法第3条第2項各号に該当していないと思われることから、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

なおこちらは、あっせん事業により、売買が成立したものになります。

以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

討論ございませんか。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

事務局 挙手多数ですので、許可することに決めます。

次に進みます。

高原弘明委員 はい、議長。

はい、12番高原弘明委員。

はい、12番高原です。次の議案につきましては、当職が該当する農事組合法人の案件になりますので、退席の許可をお願いします。

議長 12番、高原弘明委員の退席を許可します。退出するまで、休憩といたします。

《休憩 13:54》

《再開 13:55》

議長 再開します。

日程第8、議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《議案第2号 朗読》

議案について事務局から朗読させます。

事務局 《議案第2号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第2号について、補足説明をさせていただきます。

お手元の別添農地法第3条調査書をご覧ください。3条許可要件が記載されております。番号1から5につきまして、これにより、農地法第3条第2項各号に該当していないと思われることから、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

藤原幸藏委員 はい、議長。

議長 はい、10番藤原幸藏委員。

藤原幸藏委員 はい、10番藤原です。これは意見ですが、番号1につきましては、●●●●が出入作の調整をして進めた案件になります。摘要欄でもいいので、その旨の記載をお願いできればと思います。

議長 10番藤原幸藏委員の発言内容は意見として承り、事務局では、次回からそのように対応をお願いします。

他にございますか。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

討論ございませんか。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。

議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長 挙手多数ですので、許可することに決します。

次に進みます。

12番高原弘明委員が着席するまで休憩といたします。

《休憩 13:58》

《再開 14:00》

議長 再開します。

日程第9、議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う賃借権設定許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《議案第3号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より、議案第3号について、補足説明させていただきます。

番号1につきましては、役場の●●●●側約●●●●k mに位置し、南側は町道●●●●●号線に隣接している。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しています。●●●●の建設工事のための現場事務所として、一時転用するものです。周辺の農地も農振農用地であり、対象の土地は砂利が入っており、耕作は行っておりませんでした。本来であれば、農地復旧後の転用となりますが、一時転用であり、一時転用後は農地まで復旧させることを条件に、許可を申請するものであります。

農地に復旧させる旨の誓約書も頂いております。

番号2-1、2-2につきましては、役場の●●●●側約●●●●k mに位置し、北側は町道●●●●●線に隣接している。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。隣接する農地も砂利採取を行っており、申請農地についても砂利の採取が見込まれることから、今回、砂利採取するものです。

以上でございます。

議長 2月16日に農地転用現地調査を行った、高橋かおる委員と熊谷洋司委員より調査結果を報告願います。

高橋かおる委員 はい、議長。

議長 はい、3番高橋かおる委員。

高橋かおる委員 3番高橋です。私の方から現地調査の結果報告させていただきます。

お手元の資料、農地転用現地調査記録をご覧ください。

番号1につきまして、当該農地は農振農用地であります。砂利が敷かれている状態です。一時転用後は農地へ復旧する計画であり、3年以内の一時転用であることから、一時転用はやむを得ないと判断いたします。

次に、番号2-1、2-2につきまして、当該農地は農振農用地であります。砂利採取用地として、一時転用は妥当であります。砂利採取により、隣接する水田の保水への影響や泥水の排水による排水路への土砂の堆積及び農作業への支障並びに道路への土砂の流出が懸念されることから、工事の施工方法に万全の対策を期すよう指示いたしました。また、砂利採取作業に際し、安全を徹底するとともに、工事車両の安全運行に関しても強く要望しております。

番号2-2につきましては、ただいま説明いたしました番号2-1の隣接地になりますので、同内容となります。

以上でございます。

議長 ただいま、熊谷洋司委員が着席いたしましたのでお知らせいたします。

その他、補足説明がありましたら説明願います。

熊谷洋司委員 ありません。

議長 それでは、質疑がありましたら挙手願います。

佐々木博委員 はい、議長。

議長 はい、8番佐々木博委員。

佐々木博委員 8番佐々木です。番号2-1、2-2の砂利採取を行うときに隣接する所有者等に同意を得ているものでしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 8番佐々木博委員のご質問にお答えいたします。

この砂利採取の隣接地につきましては、現在、同様に砂利採取を行っております。また、ほかの隣接する所有者には、同意書をいただいております。

以上でございます。

議長 他にありますか。

佐々木博委員 はい、議長。

議長 はい、8番佐々木博委員。

佐々木博委員 8番佐々木です。追加で質問させていただきます。このような砂利採取を行うことで、トラブル等発生した事例はありますか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 8番佐々木博委員のご質問にお答えいたします。

近年、トラブルが発生した事例があります。内容により当委員会から指導を行ったとともに、県の保健所と連携し、改善してもらったケースがございます。いずれにしても、そういったことが起こらないようにあらかじめ業者にはお願いしております。

以上でございます。

議長 その他質疑ありますか。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 以前、このような砂利採取の議案提出があった際に、砂利採取をする場合には条件を付して申出いただくように取り決めた経緯がありました。

この内容について、補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 こちらの案件、番号1、2-1、2-2の一時転用許可につきまして、一時転用後は必ず農地復旧することの条件を付して申出いただいておりますことを、補足いたします。

以上でございます。

議長 他に質疑ありますか。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。

議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う賃借権設定許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長 挙手多数ですので、許可相当として意見することに決めます。

次に進みます。

日程第10、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

《議案第4号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 ありません。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

討論ございませんか。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長

挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することに決めます。
以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。
みなさま、大変お疲れ様でした。
ありがとうございました。

《終了 14:17》

以上は、令和4年2月21日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和4年第2回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長

議事録署名人 番

議事録署名人 番

議事録署名人 番
